様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　8　年　6　月　30　日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿



提出者
住　　所　茨城県東茨城郡茨城町駒渡 1251
氏　　名　有限会社　細谷建材
　　代表取締役　細谷 和則
電話番号　029-292-2394

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社　細谷建材
事業場の所在地	茨城県東茨城郡茨城町駒渡 1251
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日　～　令和 9 年 3 月 31 日

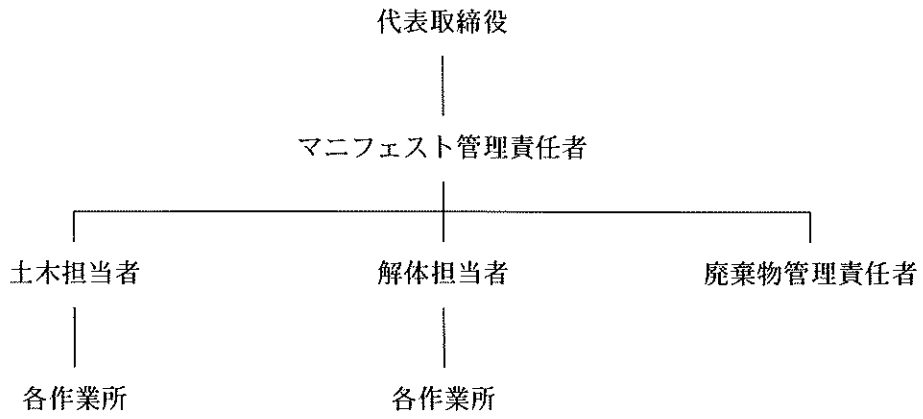
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度元請完成工事高　87，802 千円
③従業員数	２５人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場毎に契約書を作成 ↓ 各現場より排出 ↓ 中間処理施設または最終処分場へ運搬・処分 ↓ マニフェスト伝票による確認

（日本工業規格 A 列 4 番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき	紙くず	木くず	ガラス陶磁器くず				
排　出　量（t）	106.23	2896.37	1.30	784.61	8.30				

（これまでに実施した取組）
・分別を徹底し、できる限り再生利用する

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき	紙くず	木くず	ガラス陶磁器くず				
排　出　量	100.00	2500.00	1.00	700.00	8.00				

（今後実施する予定の取組）
・積み込み時の土砂の混入をできるだけ少なくする
・混合廃棄物の分別を促進する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・分別処分を徹底する

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・上記事項の継続実施
・有償物の分別を徹底する

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　　7　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>2896.37 t</td><td>784.61 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・自社の施設においてがれき類の中間処理を行い、再生品を自社で使用した。
・自社の施設において木くずの中間処理を行い、再生チップを売却した。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>がれき類</td><td>木くず</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>2500.00 t</td><td>700.00 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・自社の再生利用促進を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ｔ	－ｔ

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ｔ	－ｔ

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず	廃プラ	木くず	ガラス陶磁器くず				
全処理委託量	2896.37	1.30	106.23	784.61	8.30				
優良認定処理業者への処理委託量	－	－	－	－	8.30				
再生利用業者への処理委託量	2896.37	－	－	784.61	－	－			
認定熱回収業者への処理委託量	－	1.30	106.23	－	－	－			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－	－	－	－	－	－			

（これまでに実施した取組）

・委託基準に従って適正な許可業者を選定し、紙面により契約をする

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず	廃プラ	木くず	ガラス陶磁器くず				
全処理委託量	2500.00	1.00	100.00	700.00	8.00				
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	8.00				
再生利用業者への処理委託量	2500.00	—	—	700.00	-	—			
認定熱回収業者への処理委託量	—	1.00	100.00	—	—	—			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									

（今後実施する予定の取組）
・上記事項の継続実施
・徹底した分別を行い、できる限り再生利用業者へ処理を委託する
・優良認定処理業者を積極的に利用する

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。